

診療録等の開示について（お知らせ）

本院では、患者様と診療に関する情報を共有し、相互の信頼関係を深めることにより、より良い医療を提供することを目的として診療録等を開示しています。

お問い合わせ・お申し込みは、1 階事務受付までお尋ねください。

令和3年8月1日

1. 開示する診療情報の範囲

診療録（カルテ）、看護記録、処方内容、検査記録、X 線写真等。

2. 開示を求めることができる方（開示請求できる方）

患者様ご本人または患者様ご本人から代理権を与えられた親族等の法的請求権のある方。

3. 開示手続き

開示をご希望される場合は、所要の手続きが必要になりますので 1 階事務受付までご相談ください。

手続きの対応は、平日 9 時から 16 時までとさせていただきます。

請求に係る所要の手続きの後、お申し込みの方に本院担当者よりご連絡を差し上げます。

なお、即日の対応は、対応しかねますのでご了承ください。

4. 開示手続きに必要なもの

法的に身分を証明できるもの（自動車免許証等）

5. ご注意いただきたいこと

本院には、患者様のプライバシーを守る守秘義務があります。診療録等の開示により知り得た患者様の個人情報については、自己責任において厳重に管理してもらいますようお願いいたします。

以上